

名古屋市権利擁護支援協議会ニュース

発行者(事務局)：名古屋市成年後見あんしんセンター TEL(052)856-3939 FAX(052)919-7585
ホームページ <http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>

第3回権利擁護支援“協議会”を開催しました：令和4年3月25日

名古屋市成年後見制度利用促進計画に位置づけられた“協議会”の第3回を令和4年3月25日（金）に開催しました。今回は、身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりについて協議している「身元保証問題検討」部会の検討結果を報告しました。その中で、令和4年1月に実施した「身元保証人等に関する実態調査」結果も速報値で報告し、今後は、実態調査結果を踏まえて、引き続き検討していくことを確認しました。

身寄りがない人(身元保証人が不在)でも適切なケア・医療が受けられる地域づくりへ

令和3年度名古屋市「身元保証人等に関する実態調査」は、市内の福祉施設・医療機関1,186か所、相談支援機関911か所の計2,097か所に郵送で調査を依頼し、計966か所（回収率46.1%）の機関より回答をいただきました。調査結果は、速報値で名古屋市成年後見あんしんセンターホームページに掲載しています。

<http://nagoya-seinenkouken.jp/news2/archives/2257>

＜身元保証問題検討部会＞

- ・愛知県弁護士会
- ・愛知県社会福祉士会
- ・名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
- ・愛知県医療ソーシャルワーカー協会
- ・いきいき支援センター
- ・名古屋市（事務局）
- ・名古屋市成年後見あんしんセンター（事務局）

今後は、この実態を踏まえて、身元保証人等の役割とそれに対応する社会資源の整理、市民・支援者向けの啓発、身寄りのない人の支援に関するガイドラインや本人の意思を受け止める仕組みを検討します。

＜調査結果の一部を紹介＞

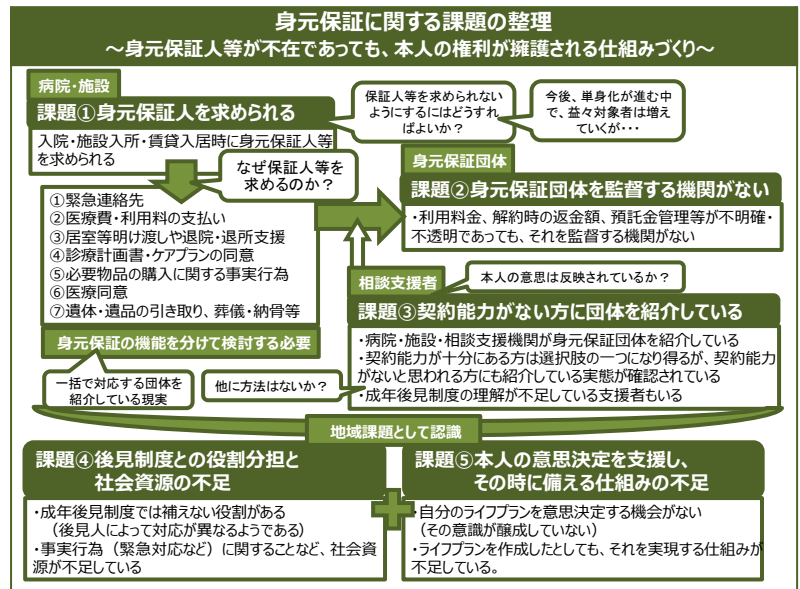
○施設・医療機関への入所・入院時に本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めている施設・医療機関は、91.4%である。

○身元保証人等の署名がないままでは入所・入院は受け入れていないとする施設・医療機関は、40.2%である。

○施設・医療機関への入所・入院を調整する際に、身元保証人等が不在であることで入所・入院を拒否されたことのある相談支援機関は、52.7%である。

○施設・医療機関が身元保証人等に求める役割は、①利用料・医療費の支払い、②緊急連絡先、③本人死亡時の遺体・遺品の引き取り、④手術・延命治療などの医療同意、⑤救急搬送時等の同行などの事実行為。

○本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人に身元保証団体を紹介したことがあると回答した相談支援機関は、紹介実績のある機関（相談支援機関が身元保証団体を本人や親族等に紹介したことがある機関が75.5%である）のうち41.3%である。



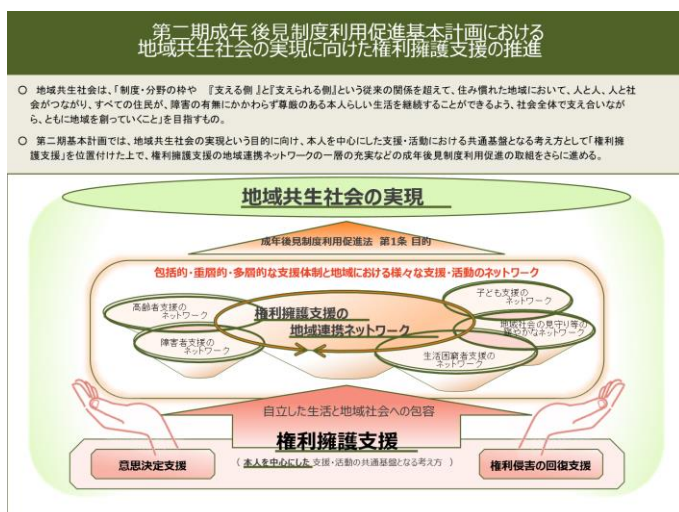
市成年後見制度利用促進に関する懇談会

協議会と同日、市成年後見制度利用促進計画の進捗状況の確認のため、市懇談会も開催されました。成年後見あんしんセンターでは、次年度も区チーム会議に積極的に関わっていくと説明しました。また、名古屋市成年後見制度利用支援事業の拡充について、市より説明がありました。令和4年4月1日より、後見人等報酬助成について、(旧)被後見人等1人あたり月額28,000円→(新)後見人等及び後見監督人等1人あたり月額28,000円となり、後見人等担い手の確保に向けた拡充になります。

名古屋市ホームページ(近日更新) <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000043629.html>

TOPIC① 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～



第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国計画」)が閣議決定されました。国計画は、前計画を踏まえ、令和4年度からの5年計画として策定されました。地域共生社会の実現という目的に向け、成年後見制度の見直しに向けた検討や民法改正までの運用改善による取り組み、そして成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実も盛り込まれています。国計画については、あんしんセンターの出前講座、各種セミナーなどでも盛り込みますので、ご相談

ください。国計画の詳細は、厚生労働省成年後見制度利用促進室発行の「ニュースレター第31号」をご参照ください。→https://www.mhlw.go.jp/content/newsletter-31-2022.03.25_1.pdf

なお、国計画では市民後見人の推進も取り上げ、策定の過程で名古屋市の取り組みを報告しました。詳細は、成年後見制度利用促進専門家会議第2回地域連携ネットワークワーキンググループ(厚生労働省ホームページ)よりご覧ください。→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17694.html

TOPIC② 「成年後見関係事件の概況」(令和3年1～12月)が公表されました

毎年、最高裁判所が取りまとめている成年後見関係事件の統計が公表されました。申立件数は増加し、保佐・補助開始も増えています。申立人は市区町村長が多く、鑑定の実施は全体の約5.5%(前年6.1%)、選任される成年後見人等は、親族後見人が全体の約19.8%(前年19.7%)と横ばいです。申立書に親族が成年後見人等の候補者として記載されている事件は約23.9%でした。この統計についてもあんしんセンターの出前講座などで盛り込みお伝えしていきます。

最高裁判所ホームページ→https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/

【あとがき】今回、第3号の発行となりました。成年後見あんしんセンターは令和2年7月1日から中核機関となり、コロナ禍の中、相談件数が約2割増加しました(前年比)。市民だけでなく、専門職等支援者にももっと活用いただけるよう、一層の啓発・研修のお手伝いをさせていただきます。その一つの取り組みとして、センターのホームページで、事例を用いた支援者向けのQ&Aコーナーを充実させていますので、ぜひご覧ください。なお近日、第9期市民後見人候補者養成研修のご案内をいたします。ほぼオンライン形式の開催となりますが、ご興味のある方は、まずは説明会にご参加ください。ご参加お待ちしております!(あんしんセンター)